

えいじゅう はば にゆうかんちょう しん
永住を阻む 入管庁の新ガイドライン

かぞく い けんり まも
～ 家族と生きる権利を守るために ～

ちょうこくさいほうぎょうせいしよしじむしょ だいひょう とくていぎょうせいしよしちょうしよよく
張国際法務行政書士事務所 代表 | 特定行政書士 張 正翼

2026年9月27日(日) | 在日大韓基督教会 (KCCJ) 社会委員会主催 オンラインセミナー

第1章：自己紹介・相談現場から見てくるもの

こうししょうかい とくていぎょうせいしよし ちようしょうよく

講師紹介：特定行政書士 張 正翼

● 相談対応歴 23年・特定行政書士歴 17年

ねんだいしゅうめい 23ねん とうていぎょうせいし 17ねん
2000年代初頭より外国人の人権擁護・多文化共生の現場で活動。ビザ・在留資格の専門家として数千件の相談を解決。入管行政の変遷を最前線で見守り続けてきた。

● 2020年頃より新宿・大久保に事務所を開設

にほんゆうすう 2020ねんころより しんじゅく おおくぼ じむしょ かいせつ
日本有数のコリアンタウン・多国籍エリアで、外国人住民の「駆け込み寺」として日々の切実な生活相談に伴走。当事者コミュニティの厚い信頼を集める。

● 現場実務と権利擁護の架け橋

きょうじょうじ けんりようご かけはし
教会や市民団体と連携し、制度の理不尽に直面する外国人家族の「生活と尊厳」を守るため活動を継続。実務のリアルに基いた発信を行う。

第1章：自己紹介・相談現場から見えてくるもの

相談現場の日常と直面する葛藤

永住権は単なる「ビザの種類」ではなく、「家族が日本で暮らし続けるための生命線」

① 真面目な生活者の排除

10年、15年と汗を流して社会を支えてきた普通の労働者が、些細な形式不備で突然切り捨てられる。

「こんなことで不許可になるのか」という理不尽が日常化。

② 制度の罫・情報格差

行政手続の複雑化、会社の書類提出漏れ、言語の壁により、知らないうちに「義務違反者」に追い込まれる。

当事者に過失がないケースが極めて多い。

③ 家族の分断の不安

日本生まれ・日本育ちの子どもの将来や教育、老後の生活設計が、常にビザの不安に脅かされる。

家族全員の命運が永住許可にかかっている過酷な現実。

第2章：永住許可の基本構造と「かつての姿」

永住許可とは何か（基本構造）

入管法上の「最上位」の在留資格 = 日本社会の「恒久的な一員」となる資格

在留活動の制限撤廃（就労の完全自由化）

就労ビザのような職種制限が一切なくなり、転職、起業、あらゆる職業へ自由に従事可能。家族の経済的基盤が安定する。

在留期間の制限撤廃（ビザ更新審査からの解放）

1年・3年ごとの在留期間更新許可申請が不要となり、在留カードの有効期間（16歳以上は原則7年）の切替のみで生涯在留が可能。

社会的信用の獲得（生活基盤の安定）

住宅ローンの借入、銀行融資、賃貸契約などが日本人と同等にスムーズになり、地域社会の一員としての信用が飛躍的に向上。

第2章：永住許可の基本構造と「かつての姿」

かつての永住審査（緩やかだった時代）

かつての審査運用（2010年代半ばまで）

- ▶ 提出書類は住民税の課税・納税証明書（従前から1～5年分）が中心
- ▶ 年金や健康保険の領収書提出は原則不要
- ▶ 遅れてでもしっかりと払っていれば、些細なミスで即不許可まではいなかった
- ▶ 不備に対しても補正や是正の機会が多く与えられていた

当時の審査理念（包摂の精神）

- ▶ 「日本に長く定着し、現に真面目に暮らしているなら受け入れよう」という方針が存在した
- ▶ 過去の些細な過失よりも「現在の改善と将来の更生」を評価
- ▶ 地域社会の一員として迎え入れる包摂の精神がまだ行政に残されていた

第3章：厳格化の「きっかけ」・背景

厳格化の「きっかけ」① 特定技能・国会附帯決議と排外主義（時系列）

① 2018年：国会附帯決議（制度の起点）

特定技能創設時、受入拡大への反発を抑えるため「永住要件の適正化・厳格化」「公的義務履行の確認」を決議（2019年改定の契機）。

② 2019年以降：特定技能受入拡大

人手不足により現場で特定技能の外国人労働者が全国的に急増。現場を支える不可欠な戦力に。

③ 政府推進×円安で観光客激増・摩擦可視化

急激な歴史的円安とインバウンド推進で外国人観光客が激増。都市部でマナー問題やトラブルが可視化され世論硬化。

④ 排外主義政党の台頭と与党の迎合

排外主義政党がSNSでデマ（税金未納・生保不正）を拡散し支持拡大。与党も迎合し「強い管理姿勢」をアピール。⚠️【検証】1号は永住不可。2号移行率はわずか0.3%未満（25万人中数百人）。永住増は虚構。

第3章：厳格化の「きっかけ」・背景

厳格化の「きっかけ」② 2024年法改正と「永住取消制度」

⚠️ 永住者を「いつでも剥奪できる仮免許」へと格下げする治安維持的発想

● 法律の成立日と施行時期

【成立日】2024年6月14日成立（2024年6月21日公布） → 【施行時期】公布から3年以内の政令指定日（2027年春頃までに全面施行予定）。施行に向け、審査の入口が異常なレベルで締め上げられている。

● 取消事由の新設（入管法第22条の4：身分剥奪の脅かし）

「正当な理由なく公租公課（税金・社保）を滞納した場合（悪質・故意・情状が重いもの）」「入管法上の届出義務（住居地・所属機関）を怠った場合」「1年超の拘禁刑等に処せられた場合」に永住許可を取消可能に。

● 恒久的な「監視下」への置き去り

どんなに長年暮らしても「日本人と同等の安心」は与えず、些細なミスでビザを奪える「条件付き身分」に縛り付ける。

第4章：厳格化による「現在の状況」

げんば げんじつ えいじゅうきょかしんせい しんさ のうきげん にち おく ふきょか
現場の現実①：永住許可申請の審査における納期限「1日の遅れ」不許可

えいじゅうしんせき じゅうみんでい ねんぎん こくほ にち おく ぞく ふきょか
⚠ 永住審査における住民税・年金・国保の「1日の遅れ」で即・不許可（ゼロトレランス）

りょうしゅうひつげいん げんかく
● 領収日付印の厳格チェック

かうきげん にち す せうしゅう かうきげん かなら 「つぎつ」 おおき そうちやうい
納期限を1日でも過ぎていれば不許可（※納期限は必ずしも月末とは限らないため要注意）。

かんのう ついのう こうべん つうよう
● 完納・追納の抗弁は通用しない

あと ぜんがくかんのう わす べんめい いっさいつうよう ときじのう ぜったいじょうけん
「後から全額完納した」「うっかり忘れていた」という弁明は一切通用しない。適時納付が絶対条件。

こうざざんたかふそく けな
● 口座残高不足の罨

こうざざんかき ざんざか ら ぞうじつご のうしよ ほか けれき さいとばかき しょういふだい お
口座振替で残高がわずかに足りず、数日後に納付書で払った履歴もアウト。再振替でも初回未済で落とされる。

りょうしゅうしよふんしつ ひげき
● 領収書紛失の悲劇

のうしよ しょうしゅうしよふんしつ のうしよき きゃっかんてき しょうめい しょうき さい たいはつ
納付書の「領収証書」を紛失し、納付時期を客観的に証明できないだけで不許可になる事例が多発。

第4章：厳格化による「現在の状況」

げんば げんじつ とどけでみりょう わな せいかつほごじゅきゅうしゃ げんかくしんさ
現場の現実②：届出未了の罣・生活保護受給者の厳格審査

にゅうかん とどけでみりょう わな しゅごきかん はいぐさしめとどけで
● 入管への届出未了の罣（所属機関・配偶者届出）

てんしよく たいいよく けごんに にゅうかんと にもしないしめとどけで とうしんに せく ていじつ おおめ み げんぐい かこ らんりれき てっていてき あら だ たどけであらん せこうぜんりょう み せくふきかん じれい
転職・退職・離婚時の「入管への14日以内届出」。かつては更新時に遅れて提出しても大目に見られたが、現在は過去の遅延履歴を徹底的に洗い出され、届出遅延だけで「素行善良を満たさない」として即不許可にされる事例が頻発。

せいかつほごじゅきゅうしゃ しんさげんかくか けねん
● 生活保護受給者への審査厳格化の懸念

じゅうぜん だくりつせいはいようけん あわ きび ほんだん にほんじんじっし よういく ばあい れいがいてき きよか じんどうはいりようんよう やいていあん きび
従前より 独立生計要件で極めて厳しく判断されていたが、日本人実子を養育している場合などに例外的に許可されていた 人道配慮運用 すら、改定案でさらに厳しくなるおそれがある。

第5章：徹底解説！新ガイドライン改定案 ★解説メイン

にゅうかんちょうこうひょう えいじゅうぎよか

かいていあん

がいよう

え

入管庁公表：永住許可ガイドライン改定案（概要ポンチ絵）

永住許可に関するガイドライン改定(案)(概要)

外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策

《施策番号 36》永住許可基準について、永住許可を行う趣旨を踏まえた独立生計要件や国益要件についての見直し、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムを受講することを条件とすることを含めて検討する。

入管法とガイドラインの関係性

入管法上永住許可の要件(第22条第2項)

- 1 素行が善良であること(素行善良要件)
- 2 独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること(独立生計要件)
- 3 その者の永住が日本国の利益に合すると認められること(国益要件)

ガイドラインにおいて、審査に当たって考慮すべき要素についての基本的な考え方を示す。

ガイドライン改定の主なポイント

- 在留資格「永住者」の位置付けについて
 - ・「活動・期間の制限が無く、生涯を本邦で過ごすことが想定される最も安定した法的地位」なので、「特に慎重な審査を行う必要」と初めて明記
- 「1 素行善良要件」について：特段変更無し
- 「2 独立生計要件」について
 - ・ 考え方：現在及び将来において、日本人と同等水準以上の経済条件を求めることを明記
 - ・ 収入：世帯人数に応じた日本人世帯の平均収入を上回る水準の額に継続して達しているか(基準の引き上げ)
 - ・ 年金：将来の受給見込額が上記の年収水準で30年間厚生年金に加入していた水準に達しているか(新規追加。なお、不足する場合は補填可能な金融資産も考慮)
- 「3 国益要件」について
 - ・ 考え方：積極的かつ具体的に当該外国人の永住が日本国に利益をもたらす必要があることを明記
 - ・ 公共の負担とならないこと：独立生計要件不要な類型(※)でも、負担となるおそれが現実的であれば消極評価
 - ※日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子、難民等
 - ・ 日本語能力：CEFR(日本語教育参照枠)・B1相当(自立した言語使用者)を求める
 - ・ 我が国の制度等の理解：理解が乏しい者は消極評価
 - ・ 子の就学：学齢期(義務教育期間)に子を就学させていなければ消極評価
- その他
 - ・ 原則10年在留に関する特例：日本人・永住者の配偶者等については、婚姻期間3年かつ本邦在留期間1年で特例的に認めていたところ、それぞれ期間を5年、3年に伸長
- 適用時期・既存のガイドラインの整理
 - ・ 令和9年4月から(収入に関する要素は本年10月施行)

第5章：徹底解説！新ガイドライン改定案 ★解説メイン

【要件① 素行善良要件】前科・処分歴と 法令遵守

これまでのルール（従前）

日本の法令に違反して拘禁刑や罰金刑を受けていないこと（※万一処罰された場合でも、刑法第34条の2に定める刑の消滅期間【罰金5年・拘禁刑10年等】を完全に経過していること）。少年法による保護処分が継続していないこと。

新たに追加・明確化されるルール（改定案）

「入管法等に定める届出義務（居住地届出、所属機関届出など）を適正に履行していること」が素行善良の中核要件として明文化。14日の届出期限の徒過が、それだけで「素行不良」とみなされる制度的裏付けとなる。

第5章：徹底解説！新ガイドライン改定案 ★解説メイン

【要件② 独立維持生計要件】「継続年収」と世帯人数の壁

これまでのルール（実務基準）

- ▶ 単身者で概ね年収300万円が目安
- ▶ 扶養親族1人につき+70～80万円程度の加算
- ▶ 過去3～5年の課税証明書で審査
- ▶ 産休や育休、転職による一時的減収は理由書で斟酌される余地があった

新たに追加されるルール（改定案）

- ▶ 「日本人・永住者等の平均年収以上」を基準とする方向（※ 国税庁統計の平均給与約460万円前後を目安とした大幅引上げの懸念）
- ▶ 「申請時において現に継続して」という文言が追加。育休や一時的減収への不寛容化
- ▶ 「世帯人数に応じて」主たる生計維持者の収入を厳格判定する方向性

第5章：徹底解説！新ガイドライン改定案 ★解説メイン

【要件② 独立維持生計要件】「公的年金」と老後生活破綻の排除

これまでのルール（従前）

直近2年間の公的年金（国民年金・厚生年金）の「納付実績」をチェック。期日通りに納付しているかが焦点であり、将来の「受給見込額」まで問われることはなかった。

新たに追加されるルール（改定案）

「将来において公的年金を受給できる見込みがあること」が明文化！

加入期間が短い外国人や、将来の年金受給額が低い場合、それだけで「老後に独立生計を維持できない」として不許可にされる恐れ。

第5章：徹底解説！新ガイドライン改定案 ★解説メイン

どくじしさん しょうらいねんきんふそく ひつようちようちくがく

【独自試算】 将来年金不足 と 必要貯蓄額 （モデルケース）

年金不足分を「**預貯金・金融資産**」で補填証明できないと不許可になるリスク

公的年金の試算例（40歳来日・25年間加入）

- 基礎年金（25年）：満額の約62.5% → 約51万円/年
- 厚生年金（平均月収 30万円・25年） → 約41万円/年
- 合計年金受給額 → 約92万円/年（月額約7.6万円）

※ 公的年金計算式に基く試算モデル例（実際の受給額や基準は加入履歴・公式発表に依る）。

高齢単身者の最低生活費との「乖離」

- 最低生活維持費（月13万円想定） → 年約156万円
- 年金不足額 → ▲年約64万円（月5.4万円不足）
- 65～85歳（20年）の不足総額 → 約1,280万円！

▶ 預貯金通帳で「1,000万円超の資産」を立証できないと不許可にされる重大な懸念。

第5章：徹底解説！新ガイドライン改定案 ★解説メイン

ようけん こくえきてきごうようけん こうてきぎむりこう

【要件③ 国益適合要件】公的義務履行の「ゼロトレランス」

これまでのルール（従前）

公的義務（納税・公的年金・医療保険）の不納がないこと。遅れてでも申請前に完納していれば、事情を説明することで許可されるケースが多かった。

新たに追加されるルール（改定案）

「適正な時期に納付していること（納期限の遵守）」が明確に明文化！

「納期限から1日でも遅れたら即アウト」という現場のゼロトレランス運用が、公式なガイドラインとして制度化される。

第5章：徹底解説！新ガイドライン改定案 ★解説メイン

【要件③特論 & 身分特例】言語・教育と配偶者要件延長

● 日本語能力要件の新設（CEFR B1 水準）

日常生活を自立して行えるレベル（日本語能力試験N2～N3相当）。言語の壁を理由とした排除。

● 学齢期の子の就学義務

子を小中学校等に通わせていない場合は消極評価。家庭の教育方針への介入懸念。

● 日本人・永住者の配偶者特例が「5年・3年」に大幅延長

【現行】婚姻3年 + 日本在留1年 → 【改定案】婚姻5年 + 日本在留3年！家族の法的安定を大幅に遅らせる改悪。

第5章：徹底解説！新ガイドライン改定案 ★解説メイン

【連動する法改悪とタイムライン】すでに決定した包囲網

● ① 永住許可取消制度の導入（2024年成立・公布後3年以内施行）

2024年6月14日に成立済みの確定事項。税・社保・届出違反で永住剥奪。新ガイドラインはこの取消基準と完全連動。

● ② 手数料の大幅値上げ（2026年10月～）

こちらも法改正に伴い決定済みの事項。現行10,000円から 諸外国水準（数万円～最大20万円規模）への改定が予定され、経済的ハードルが激変。

● ③ 新ガイドラインの適用スケジュール

独立生計要件（収入等）は2026年10月から先行適用のおそれ。2027年春に「取消制度」とセットで包囲網が完成。

第6章：実務対策とこれからのアクション

実務対策①「駆け込み申請」の決断と事前スクリーニング

新基準施行前に受理されれば「現行基準」で審査される原則

● 今すぐ「要件判定」（事前スクリーニング）

現行基準を満たしているなら、新基準が適用される「今」出すべきかどうかの冷徹な判定を行う。

● 納期限の「過去履歴」を1日単位でチェック

ねんきん定期便、納税証明書、国保領収書を総点検し、1日の遅れもないかを確認。

● 審査長期化を見据えた疎明書面の準備

審査が1年超に及び新基準施行をまたいでも耐えうるよう、万全の補足説明書を添付。

第6章：実務対策とこれからのアクション

じつむたいさく ねんきん しさんそめい ぜったいおく じどうか
実務対策② 年金・資産疎明と「絶対遅れない」自動化

ねんきんみこみがく そききはあく きんゆうしさん じゃんぴ
● 年金見込額の早期把握と金融資産の準備

ねんきんじざんび ねんきんみこみがくしさん しりよく じざんりん せむぎ うちきん ゆうかしきうけんざんぐか ぜたいげんたい ぜいじ
年金事務所で「年金見込額試算」を取得。不足分を補う預貯金・有価証券残高を世帯全体で整理。

のうふほきほう がんぜんじじきか のうふしよばら そくじはいし
● 納付方法の完全自動化（納付書払いは即時廃止！）

きめうりうてんび こうざんしきふ じどうひきあふ いっげんか ざんがくふく ぜったい じざ
給料天引 または「口座振替」「クレジットカード自動引落」へ一本化。残高不足を絶対に防ぐ。

え じじょう きやっかんしきこ じぜんほぜん
● 「やむを得ない事情」の客観証拠の事前保全

おや せいてい しやっせう しやっせい びんしき びんしきう しんなんしよ じざい せこうきふ せくじつ せくじ
親の介護や出張による出国、病気による減収は、診断書や辞令を渡航前から確実に確保。

第6章：実務対策とこれからのアクション

きょうかい

コミュニティと教会のセーフティネット

「知らないまま被災する」当事者を出さず、これからの運用を変えるためコミュニティとして声を上げる

① 情報の非対称性解消

制度変更を知らない信徒・地域住民へ勉強会を開き、危機意識と対策を共有。

② 孤立防止と相互扶助

届出でも督促状に気づいたとき、ひとりで抱え込まず早期にSOSを出せる窓口。

③ 専門家連携と運用改善への声上げ

深刻なケースは行政書士等の専門家・支援団体と連携。パプコメ終了後も、これからの運用を変えるためコミュニティとしても声を上げ続ける。

むす とも い みらい
結び：共に生きる未来のために

「私たちはここに生きている。
共にこの社会で生き続けよう。」

- 永住権えいじゅうけんを奪うことは、日本にほんで生きてきた「人間の尊厳そんげん」を奪うことである。
- 制度せいどの理不尽りふじんに萎縮いしゅくせず、正しい知識ただちしきで武装ぶそうし、共に手を取り合おう。
- 一人ひとりの生活ひとりのせいかつと尊厳そんげんを守るため、共に知恵ちえを絞り、連帯れんたいして生き抜いていきましょう。

Q & A

しつぎおうとう
質疑応答

みなさま しつもん そうだん う ふん
皆様からのご質問・ご相談をお受けいたします（30分）

ちゅうこくさいほうむぎょうせいしゅうじむしょ だいひょう とくていぎょうせいしゅうしちゅうしょうよく
張国際法務行政書士事務所 代表 | 特定行政書士 張 正翼